

## 和歌山市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の活用や管理に積極的に取り組む民間法人を空家等管理活用支援法人に指定し、公的な立場から活動しやすい環境を整備するとともに、空家等対策に取り組む市の補完的な役割を担わせるため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所、年齢及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を示す書面
- (8) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、本市が行う空家等対策の取り組みを補完する必要がある場合であって、指定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消の日から5年経過しない者でないこと。
- (3) 申請者又は申請者を構成する者に、本市の区域内における空家等の管理又は活用の推進を図る活動の実績があること。
- (4) 申請者が支援法人として本市が依頼する次の業務を行うものであること。
  - ア 本市が指定する空家等についての査定を行うこと。
  - イ 本市が指定する空家等について、売却又は譲渡先の探索を行うこと。
- (5) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (6) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有していること。
- (7) 業務を行うに当たって関係行政機関、他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。

(8) 和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと、及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないこと。

(9) 役員のうち次に該当するいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

2 市長は、第1項の規定により申請者を支援法人として指定した場合にあっては空家等管理活用支援法人指定書（別記様式第2号）により、又は指定しない場合にあっては空家等管理活用支援法人不指定書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（別記様式第4号）により市長に届け出るものとする。

2 支援法人は、法第24条各号に記載する業務の内容を変更するときは、あらかじめ空家等管理活用支援法人業務変更届出書（別記様式第5号）により市長に届け出るものとする。

（業務の廃止等）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（別記様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 支援法人は、第3条に定める指定の辞退を希望するときは、直ちに空家等管理活用支援法人指定辞退書（別記様式第7号）により市長に届け出るものとする。

3 市長は、第1項の規定による業務の廃止の届出を受けたとき、又は前項の規定による指定の辞退があったときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地並びに業務の廃止の届出を受けた年月日又は指定の辞退があった年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、当該事業年度の開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、当該事業年度の終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したとき、第3条第1項第1号、第8号若しくは第9号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、空家等管理活用支援法人指定取消書（別記様式第8号）により当該支援法人に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月14日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- （1）定款
- （2）登記事項証明書
- （3）役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
- （4）法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- （5）支援法人の指定を受けようとする事業年度の前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（これらに相当する書類であると市長が認める書類を含む。）
- （6）支援法人の指定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらに相当する書類であると市長が認める書類を含む。）
- （7）これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を示す書面
- （8）法第24条各号に掲げる業務に関する計画書
- （9）前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となると市長が認める書類

別記様式第2号（第3条関係）

空家等管理活用支援法人指定書

和歌山市指令 第 号  
年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号 様

和歌山市長



年 月 日付の空家等管理活用支援法人の指定申請については、和歌山市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められるので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人として指定します。

指定に関する法令の規定を遵守し、適正かつ確実に業務を遂行してください。

法人の名称又は商号

- 1 法人の住所
- 2 事務所又は営業所の所在地
- 3 業務内容
- 4 指定の期間

別記様式第3号（第3条関係）

空家等管理活用支援法人不指定書

和歌山市指令 第 号

年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号 様

和歌山市長



年 月 日付の空家等管理活用支援法人の指定申請については、次の理由により指定しないことに決定しましたので通知します。

理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号（第4条関係）

空家等管理活用支援法人名称等変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

指定年月日及び指令番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注意事項 該当する□にレ印を記入してください

別記様式第5号（第4条関係）

空家等管理活用支援法人業務変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用法人の業務の内容を変更するので、和歌山市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

指定年月日及び指令番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		



別記様式第6号（第5条関係）

空家等管理活用支援法人業務廃止届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、和歌山市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

指定年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

別記様式第7号（第5条関係）

空家等管理活用支援法人指定辞退書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の指定につき、和歌山市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により辞退します。

指定年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
指定を辞退する理由	

空家等管理活用支援法人指定取消書

和歌山市指令 第 号  
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

和歌山市長



空家等対策の推進に関する特別措置法第25条第3項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年

を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。